

ウィズ通信

女性への暴力をなくすために

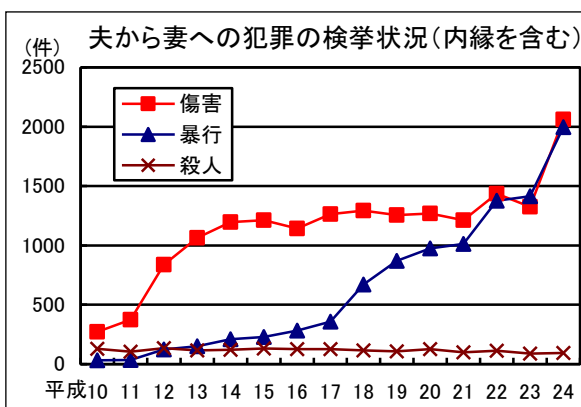
—DV防止法、ストーカー規制法が改正されました—

かつては、夫が妻に重傷を負わせるような暴力をふるっても、何ら咎められない、ということがよくありました。また、男性からしつこくつけまわされた女性が恐怖を訴えても、「民事不介入」といって警察は介入しませんでした。

しかし平成12年11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下『ストーカー規制法』)、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下『DV防止法』)が施行され、配偶者への暴行・傷害事件の検挙数は増加しました。

その後も何度か法律が改正されてきましたが、例えば、連日100通も脅迫メールを送りつけても、それは当時のストーカー規制法には触れず、殺人にまで至った事件が平成24年に神奈川県逗子市で起こっています。また、交際相手・元交際相手からの暴力は、DV防止法の保護対象ではないというふうにより、法律では救うことのできない被害者はまだまだたくさんいました。

今年6月にDV防止法、ストーカー規制法が改正されました。しつこい脅迫メールや交際相手・元交際相手からの暴力などについても一部が改善されています。法律ができたからと言って、一足飛びに被害がなくなるわけではありませんが、暴力を許さないよう法律や社会を変えていく努力が必要です。誰もが人として尊重される社会をめざしていきましょう。



平成25年版男女共同参画白書より

摂津市立男女共同参画センター ウィズせつつは・・・

性別に関わらず、家庭、学校、職場、地域などで、一人ひとりが個人として尊重され、対等な関係を築き、共に責任を担う男女共同参画社会づくりを推進するための目的施設です。

性別による固定的な意識を見直し、女性の自立と社会参画を推進します。また、市民の活動やネットワークづくりを応援します。



摂津市立男女共同参画センター情報誌「ウィズ通信」は、年に3回、5月・9月・1月に発行します。

改正の主なポイント

ストーカー規制法

(①は平成25年7月23日、②③は10月3日から施行)

- ① 拒まれたにも関わらず連続して電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に追加
- ② 加害者の住所地の警察や公安委員会も警告を出せる(改正前は被害者の住所地のみ)
- ③ 警察が加害者に警告しない場合、その理由を被害者に書面で通知することを義務化

DV防止法

(平成26年1月3日から施行)

- 同居する交際相手からの暴力の被害者も、DV防止法に定める支援(保護命令の申し立て等)を受ける事ができる。

もしかして、デートDV！？

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫婦や親密な関係にある人（またはあった人）からの暴力のことです。また、恋人間の暴力をデートDVといいます。デートDVには、身体的暴力だけではなくさまざまな暴力があります。あなたがコワイ、イヤだと感じればそれはDVかもしれません。

一人で悩まず相談してみてください
摂津市DVホットライン
 毎週月曜日 午前10時～午後4時
TEL: 06-4860-7116

好きだからといって相手を思いどおりにしようとするのは間違っています。一方的に行動を制限・禁止することは、相手の自由をうばう暴力です。

相手の異なる考え方や価値観を受け止める。



私とのデートが優先♡♡♡

友だちと約束していたのになあ



交際をしているからと言って、性行為をすることは当然ではありません。自分の率直な気持ちを相手に伝え、対等に意見が言い合える関係が大切です。

イヤなことはイヤと言える。相手の“イヤ”も受け入れる。



俺のことが好きならHさせろよ

好きだけど…Hはまだ、いや…でも、言うとも嫌われちゃうかも…



イラスト：N

暴力の種類

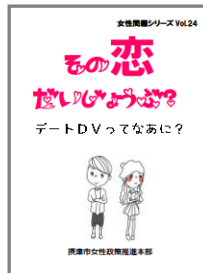
エ～！！
殴る蹴るだけじゃないのね…



- *身体的暴力（殴る・蹴る・物を投げる）
- *精神的暴力（大声で怒鳴る・ばかにしたり、みくだした言葉を吐く）
- *性的暴力（むりやりHをする・避妊に協力をしない）
- *社会的暴力（携帯電話、スマートフォンなどのアドレスを消す）
- *経済的暴力（お金をねだる・借りたお金を返さない）

・・・などなど暴力の種類は様々です。

ウィズセツつには、デートDVの冊子や書籍があります。



お前はおれのもの

おれのもの？それって喜んでいいのかな？

「おれのもの」なんて言われると愛されているように感じられるかもしれませんが、しかし、人はものではないのです。お互いに尊重しあいましょう。

自分を大切にする。



別れたくない別れるなら死ぬ

そんなこと言われても…

「別れるなら死ぬ」と言って脅迫することは、相手に恐怖心を生じさせ、自分の思いどおりにしようとコントロールする精神的暴力です。

どのような場合でも暴力は許されない。



摂津市立第五中学校でデートDV予防教育授業をしました！

中学2年生を対象に、『あなたと私の心とからだを大切にするために』というテーマで、デートDV予防教育授業を行いました。はじめに暴力全体について考え、男女間の不平等な支配関係のロールプレイを演じてもらい、デートDVについて説明をしました。また、対等な関係とはどのようなことか、交際相手を含む人間関係をよりよく築いていくために、自分の気持ちを言葉であらわすことや、お互いを尊重し合うことの大切さを学んでもらいました。授業を受けることで、被害の早期発見、早期対応が期待でき、被害の重大化を防ぎ、望まない妊娠や中絶の予防に繋がります。さまざまな選択をして社会へ旅立つ生徒達が、共通して学べる中学校のこの時期に、デートDV予防教育の授業を受けることは、子どもを取り巻く複雑な社会の中で、子どもが自分で生き方を選択していくために必要な知識となるのではないのでしょうか。

女性と子どもに対する暴力をなくそう

～摂津市パープルリボンキャンペーン～



DV と子どもへの虐待は密接に関わっています。母親が父親から暴力を振るわれている姿を見るだけでも、子どもにとっては虐待です。DV のある家庭で、父親や母親が子どもを虐待することも少なくありません。

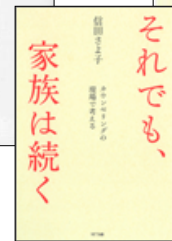
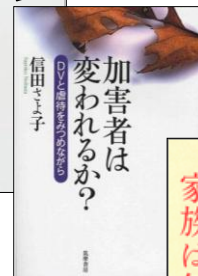
毎年 11 月 12 日から 25 日までの 2 週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間であり、11 月 25 日は女性に対する暴力撤廃国際デーです。ウィズせつつでは、女性や子どもに対する暴力をなくすための講座やパネル展などを行います。あなたも暴力をなくすために何ができるか、一緒に考えませんか。

DV と虐待 ー地域で広げる身近な支援ー

(オレンジリボンキャンペーンと共催)

日時: 11 月 17 日(日)午後 2 時～4 時
講演: 信田 さよ子(原宿カウンセリングセンター所長)
場所: コミュニティプラザ コンベンションホール
定員: 120 名
※お子さんの一時預かり(要予約)・手話通訳あり

信田さよ子さんの著書や、DV や虐待に関する本は、ウィズせつつ情報室で借りられます



ココロをつなぐハンドメイドの会

日時: 11 月 15 日(金)～平成 26 年 1 月 18 日(土)
午前 10 時～12 時(全 7 回)
場所: 男女共同参画センター交流室
定員: 10 名
※お子さんの一時預かりあり(要予約)

あなたも一緒にパープルリボンタペストリーを作りましょう。



パープルリボンは、女性に対する暴力をなくすための国際的な運動のシンボルマークです。紫のリボンを身につけたり飾ったりすることで、暴力をなくそうという意志を表わします。この運動は、1994 年アメリカで、レイプや虐待を受けた人の集まりから始まりました。今では、40 カ国以上の国々に広がっています。

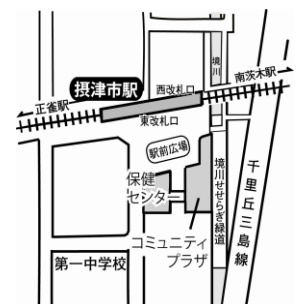
並行してパネル展も行います(場所: コミュニティプラザ エントランスホール)

虐待等防止啓発パネル展	11 月 11 日(月)～17 日(日)
パープルリボン&オレンジリボンキャンペーンパネル展	11 月 19 日(火)～29 日(金)

編集・発行 摂津市立男女共同参画センター ウィズせつつ

- 開館時間: 月・木・金・土・日曜日 午前 9 時 30 分～午後 5 時
火曜日のみ 午前 9 時 30 分～午後 9 時
- 休館日: 水曜日・祝日・年末年始

〒566-0021 摂津市南千里丘 5-35 摂津市立コミュニティプラザ 1 階
TEL: 06-4860-7112 FAX: 06-4860-7113
URL: <http://with-settsu.jp> e-mail: danjyo@with-settsu.jp



2013年9月発行